

環境審査顧問会風力部会

議事録

1. 日 時：平成28年5月13日（金）13:22～14:38 14:45～15:54

2. 場 所：経済産業省別館1階 104各省庁共用会議室

3. 出席者

【顧問】

河野部会長、岩瀬顧問、近藤顧問、日野顧問、山本顧問

【経済産業省】

長村統括環境保全審査官、高須賀環境審査担当補佐、松浦環境審査担当補佐、
高取環境審査分析官、渡邊環境アセス審査専門職、笠原環境審査係

4. 議 題：（1）環境影響評価方法書の審査について

- ・三菱商事パワー株式会社（仮称）葛巻ウィンドファームプロジェクト
方法書、補足説明資料、住民意見と事業者見解及び岩手県知事意見の概要説明
- ・エコ・パワー株式会社 稚内市・豊富町における風力発電事業
方法書、補足説明資料、住民意見と事業者見解及び北海道知事意見の概要説明
- ・質疑応答

5. 議事概要

（1）開会の辞

（2）配付資料の確認

（3）環境影響評価方法書の審査

- ・三菱商事パワー株式会社「（仮称）葛巻ウィンドファームプロジェクト」について、事務局から方法書、補足説明資料、住民意見と事業者見解及び岩手県知事意見の説明を行った後、質疑応答を行った。
- ・エコ・パワー株式会社「稚内市・豊富町における風力発電事業」について、事務局から方法書、補足説明資料、住民意見と事業者見解及び北海道知事意見の説明を行った後、質疑応答を行った。

（4）閉会の辞

6. 質疑応答

(1) 三菱商事パワー株式会社 (仮称) 葛巻ウィンドファームプロジェクト

<方法書、補足説明資料、住民意見と事業者見解及び岩手県知事意見の説明>

○顧問 ありがとうございます。それではご意見をいただきたいと思いますが、その前に私から一言述べます。

風力部会は、移行措置等も含めて方法書が環境影響評価法で対象になるようになってから、事業者の方々のできるだけ早く手続を進めたいという意向を踏まえて、審査は迅速にやっているのですが、火力、地熱、水力などのアセス案件に比べて風力は、特に最近のものは計画が固まっていない。ほかの部会の案件は、工事計画や配置とか、全て決まってからアセスの手続に入っています。風力案件は他の部会の案件と比較すると大きなギャップを感じます。

情報がない状態では、方法書の議論がきちんとできないという問題があります。今回のケースもそうなのですが、予定道路が示されない、土捨て場が示されない、場所が決まっていないという話になると、予測調査をするときの予測調査地点の妥当性が、場合によっては後づけで土捨て場などが決まってくると、その調査地点でよかったのかどうかという話になってきます。

準備書の段階で不足な情報が出てきた場合には、評価書までに追加調査をしていただきたいという意見を出そうと考えています。そのように考えていることを先に申し上げておきます。

系統連系を申し込むためにアセス手続を早くしたいのはよく分かります。できるだけ応えたいのですが、横並びでほかのアセス図書を見たときに、これは何だとなりかねません。当該案件だけではなくて、他の案件も共通です。

後でまた議論することになると思いますが、補足説明資料と知事意見について幾つか申し上げます。累積的な影響について、今の方法書の調査地点が飛翔のルート等、例えば新葛巻や既設のサイトまでカバーしているかということ、されてはいません。そういう点を今の段階で追加で設けないと、準備書の段階でこれは調査地点の不足です、という話になります。

知事意見で水道水源への影響ということが出ていますが水道水源はどこでしょうか。この計画には、発電機や道路の改変等々いろいろあると思いますが、それと水道水源へ

の影響ということで見たときに、調査地点が十分カバーできているのかどうかをお答え
いただきたいと思います。

○事業者 水道水源についてのご質問ですが、水道水源の位置は方法書91ページに示し
ておりまして、こちらが水道水源の位置になっております。水源地は三角で示していま
すが、対象事業実施区域の流域には基本的には入っていないという判断で、調査地点に
ついて決定させていただいているところでございます。

○顧問 分かりました。補足説明資料4ページに作業道位置という図があるのですが、
作業道は東西に走っている林道のことを言っているのですか。

○事業者 補足説明資料4ページの作業道についてですが、東西に走っている道路と、
風車間を結ぶところも作業道として活用いたします。風車間を結ぶ道路の記載はありま
せんが、作業道として活用させていただくところでございます。

○顧問 タイトルに作業道位置と出すのであれば、南北の風車間をつなぐ作業道の位置
がないと分からない。

○事業者 失礼いたしました。地図上に記載されている作業道は東西であって、南北に
走っているのは地図上には載っていないですが、現場で実際に使われている道というの
で、漏れてはいるのですが、現在ある道路を極力使うというイメージでございます。

○顧問 最終的には作業道のために、削ったり拡幅したりすることになるのですか。今
の状況では、そういう作業や工事はしなくて済むのですか。

○事業者 それは、多少なりとも作業や工事をするようになります。

○顧問 補足説明資料3ページに「残土置き場」というのがありますが、今の段階で大
体どの辺に予定していますか。

○事業者 幾つか候補地を選定しているところでして、それなりの大規模な工事になり
ますが、10カ所前後点在するような形になります。

○顧問 初めて10カ所という言葉が出てきましたが、そうなってくるとダンプが通ると
いう話になってくるのですが、この方法書は風車設置の場所だけが道路騒音やいろい
ろな調査地点の中心になっています。住居と騒音振動との関係は尾根筋からの距離でいろ
いろ検討されているのですが、変電所の周りや作業道、土捨て場も踏まえた調査地点で
ないとまずいわけです。

こういう不確定な計画でアセスをやることは、アセス上の手続としては非常にリスク
ーな話になります。計画をしっかりと示されないと意見の出しようがないというのが意

見となります。また、大気質の窒素酸化物の計算をするにしても、どのぐらいの車両台数がどの道路を通るのが分からないと、何とも意見が出せないということになってきます。これは方法書と言うより配慮書の段階ではないかという感じがします。

○顧問 経済産業省が出している発電所のアセス手引28ページには、方法書以外もそうなのですが、地域住民等にとって分かりやすい図書にしてくださいと書いてあるのです。

この図書の中身を見ても結局何も分からないので、意見の出しようがない。そうすると意見がゼロになる。今回、住民意見はゼロですが、そういうこともあるのかと思います。

配慮書というのは、場所をどのように決めるかとか、負荷の少ない場所を検討するか、A案、B案、C案で負荷の少ない配置を考える。それで、この案がいいだろうというのを選定するのです。

方法書の段階で配置も決まっていないというのが非常に困る。いろいろな理由があるのですが、これは意見を言う立場からは、やはりきちんと意見を言っておきたいと思っています。発電所のアセス手引ガイドに従ってやると、このような方法書には絶対にならない。火力も地熱も水力もかなり具体的なことが書かれています。私の専門は騒音ですが、工事車両のルート、更に大型車、大型機材のルートなどもあらかじめ決めてからどこで測定をし、どういうことに配慮するかをきっちりと理由を述べて書いてあります。

補足説明資料10ページですが、西側の対象事業実施区域、タツノオトシゴみたいな形をしています。タツノオトシゴの尻尾の部分は風力発電機を配置する計画が全くないということですよね。もしかすると今後また新たに風力発電機を設置するという計画があつて残してあるのか、何か意図があつて上半分だけになっているのか、お聞きしたいのです。

○事業者 この図書を出したときには検討していたのですが、その後、数ヵ月たって、アセスの理由や風の理由でやめようということで、風車を減らしたのですが、黒い実線枠は前に出した書類をベースに残していて、風車の位置は数ヵ月後の段階になっています。準備書の時点ではもう少し精査いたしますが、下の方は大分削ることになる予定です。

○顧問 今おっしゃったことは、配慮書の時点でやることなので、もしかすると準備書でもまだ決まらないという形で出てくると困ると思って聞いています。これは現在の計

画ということで出していただいておりますが、現時点では主に西側の北半分に集中させて配置するという計画が、かなり高い確率ということでいいですか。

○事業者 はい。

○顧問 そうすると、測定ポイント④上外川地区などは測定する意味があるのかなという気もするのです。やはり配置が決まってくないと、調査ポイントや予測ポイントが妥当であるか、適切であるかが判定しにくい。測定ポイント④よりもっと大事な点があるかもしれないと思います。私の意見ですので、ここにとめておいていただければいいと思います。

○顧問 騒音等の影響についての質問をしたかったのですが、はっきり言えば質問が作れない。要するに、音源の概要とそれに対する受ける側の関係がはっきりしないことには何も分からない。どう評価されるのかも分からないということに尽きます。

補足説明資料で明らかになったことについて質問させていただきます。例えば補足説明資料9ページで、特定の地域の名前をつけての距離を示してほしいと言いましたが、これはあくまでも方法書を最初に見たときのことで、この辺が非常に近いという印象を持った質問です。

この配置図を見ると、例えば補足説明資料10ページの②大滝地区も非常に込み入った配置計画があって、そこからの影響がかなり懸念されると考えます。これは具体的な数値を示されたものよりもっと近いかもしれないし、先ほど地図上で配置密度を見たら、1kmの中で6、7基ぐらいあるということで、同距離でそれだけの密度になると、実効的な距離は相当短くなります。その騒音出力の値からすると、結構無視できない騒音影響があるのではないかと推測されます。ということなどがある程度想定できるような状態でないと、何も判断ができないということなのです。

繰り返しになるのですが、今、大滝地区の仮配置でどのくらいの距離になるのか、そういうことも教えてほしいと思います。この配置密度でいうと、1基当たりどのくらいの距離感覚になっているのかがお分かりでしたら教えてほしい。あるいはどのくらいになるかということでも結構なので、その範囲はどのくらいになるのかということも教えてほしいと思います。

○事業者 配置密度というか、風車間の距離なのですが、手元に正確な資料がないので、イメージではあるのですが、例えば250mから300mぐらいが一番近い風車間です。風車同士の話です。

○顧問 この図でスケールを当てると1 kmの中に6、7基入っています。縮尺でいうと、補足説明資料10ページの配置でいうと、1 cmで大体1 kmぐらいになるかと思うのです。そのような印象を受けています。

実は住民に対してどういう説明をされたのかが知りたいところなのです。リアリティーがないということだったのかもしれないということです。

最終的には準備書において正確な騒音影響の予測をしてきていただいて、適正な評価方法で評価してほしいと思います。

○顧問 最初にこの方法書を見たときは、尾根筋だけの工事なのかなという印象だったので、建設機械の稼働は住居から大分離れているから項目としての選定をやらなくてもいいのではないかとも思ったのですが、10ヶ所の土捨て場をその斜線部に造るという計画であれば、きちんとやっていただきたい。

それから、南西側の対象事業実施区域はやらないという考えでいいわけですね。

○事業者 今のところ、やる予定はないです。

○顧問 分かりました。対象事業実施区域の下にも青い斜線があったので、そこから道路を造成する懸念がありましたが、それはもうないということですね。

知事意見の2個別的事項(3)動物、植物及び生態系の⑤で、「事業実施想定区域周辺は、風衝荒廃地であり、事業の実施に伴う新たな風衝荒廃の発生が懸念されるということ」に関して、どう対応されますか。

○事業者 まだ図面ができていないですが、知事意見にありますとおり、まずは専門家のご意見を聴取しようと思っております。

○顧問 もしやれという専門家の意見であれば、その意見に基づいて何らかの調査をやっていくということですか。

○事業者 専門家が何と言われるのか分からないので、真摯に対応しようと思っております。

○顧問 分かりました。

○顧問 風衝荒廃地が大体どの辺かというのを示していただけますか。

○事業者 例えば補足説明資料41ページをご覧くださいと、現地調査の結果作成した環境類型区分図が載っております。基本的に尾根筋も含めて樹林地がほとんどで、今のところ対象事業実施区域の中に顕著な風衝地形は見られていません。恐らく伐採した後に風衝害が出るとか、その辺を懸念されたコメントかと思っております、その辺の観点

で専門家からも意見聴取して、保全措置等を検討していきたいと考えております。

○顧問 県に確認してほしいのですが、県知事意見として、事業実施想定区域周辺は風衝荒廃地であると知事意見として出てきている以上、どこがそれに相当するのか確認した上で回答していただきたい。

○事業者 了解しました。

○顧問 当然風車を建てるのだから風は強い。主に樹林地帯で風の強いところを伐開すれば、必然的に風衝地形というか、風が当たりやすい。もともと風が強いわけだから、伐開することによって、また新たな風の通り道ができて、開いたところを中心に風が入り込んで乾燥して、あるいは日が当たって植生が変わってくるという話になるわけなので、そういう影響が出やすい場所だということはよく分かります。風衝荒廃地というキーワードが使われている以上は、特にどこが中心になるかは確認した上で準備書を用意していただきたいと思います。

○事業者 分かりました。

○顧問 我々の審査でも、知事意見がどういうことを懸念されているかを勘案しなければいけないということなのですが、知事意見が出てくることを前提として、県サイドにはどのような情報をお伝えした上でこういう意見が出てきているのか。要するに県には我々に提示されたような非公開資料も含めた情報が伝わっていて、その上でこういう意見が出てきているのかが、捉え方として非常に大事なことかと思うのですが、その辺はいかがなのでしょう。地元への情報公開というか、正確な情報伝達についてどの程度のことまでをされているのでしょうか。

○事業者 住民に対しては、縦覧した公開版の情報をベースにご説明させていただいています。県に対しては、原則部会に提出させていただいている資料と同じものを出しています。県でも審査会があって、中身は違いますが、同じようにご質問を受けて、ご回答させていただくという形で、その結果、知事意見が出てきているという状況です。

○顧問 分かりました。

○顧問 補足説明資料31ページの水質調査地点について等高線の入った図を作ってくださいよく分かるようになりました。こういう説明は客観性を表現するのが非常に大事なので、これほど細かくなくても結構ですから、準備書に記述をするようにしてください。

補足説明資料39ページの水質調査地点の回答2行目に「主として生活環境への影響を考慮して」とありますが、具体的にはどんなことを想定して評価されるのでしょうか。

○事業者 補足説明資料39ページ17番の回答についてですが、こちらに生活環境と書かせていただいたのは、基本的には対象事業実施区域は風車が建つところから距離が大分離れているというのもありまして、まず1点として、現状を把握するのだという意味で、現状は対象事業実施区域の周辺はこういう環境なのですというのをまず把握するという意味で、生活環境の影響を把握させていただいております。

その上で、予測地点というのは、風車の作業ヤードにそれぞれ設置する沈砂地の出口の濁水、濁度等になりますので、これぐらいの濁度を出したときに、そこがどういう影響を及ぼすのか、そこまではまだ踏み込めていない状態ですが、こちらの調査に関しては現状を把握するという意味で生活環境の調査という表現をさせていただいております。

○顧問 この沈砂地からの濁水の濃さ、河川への影響の程度、その程度をどの辺でよしとするかという論議をしなければいけないわけですが、それと生活環境への影響は余り関係ないのではないかと思います。例えば河川については、飲料水などに使っているのは水道1級という基準があります。その場合、この辺りはA類型やAA類型としますので、濁度は25mg/Lといった厳然とした基準があるわけです。そこに集落の利用の状況みたいなものは余り斟酌しなくていいのではないかと思います。飲料など利用する場合は簡易水道やいろいろな利用の仕方があるわけですが、それを考えるとものすごく複雑になってきて、評価が難しくなります。通常時であれば、環境基準のA類型やAA類型に適合するかどうかでよいと思います。

降雨時の場合は沈砂地の濁度が大きくなるわけですが、今までの場合は降雨時の値で問題なかったのですが、この河川を住民が水として利用しているのだったら、それは通常時の濃度で評価しなければいけません。洗濯に使用しているとか、飲料水として使用しているとなれば、通常時の濃度でやらなければいけないので、該当する場合はきちんと調査するようにしてください。

○事業者 ありがとうございます。その辺はきちんと予測評価に取り入れたいと思います。また、地点を選定した理由についても、準備書にはより分かりやすい記載をするようにいたします。

○顧問 よろしくお願ひします。

○顧問 補足説明資料42ページのコウモリの調査地点等についての回答で「成果としてもあがっていることから、設置地点としても妥当である」ということですが、予測評価するとき結構いろいろなパターンがあって、この調査地点のデータはそのまま使うこ

とはできるのですが、かなり局地的なポイントで、全般的に普遍的に調査地点を置いていない状態で、ここのローカルなポイントのデータを全域に当てはめていいのかがどうかがあります。

○事業者 コウモリの調査地点についてですが、コウモリがとれるところは基本的に限られてきます。コウモリを捕獲調査している理由は、まずこの地域にどんなコウモリが住んでいるのかが一番の前提だと思っております。その出てきたコウモリの種の特徴を踏まえた上で、事業実施によって生息環境がどの程度影響を受けるのか予測評価していくことになるかと考えています。

そのため、まずいかにとりやすいところといいますか、とれるところに着目して調査地点を置いていくのが重要だと考えています。それによって若干偏りが生まれてしまうかもしれませんが、まずは当該地域に生息しているコウモリの種を確認していくのを前提にして考えているということで、このような地点となっております。

○顧問 尾根筋といいますか、谷筋が土捨て場になる可能性がありますよね。そういった場所との関係でいくと、今は尾根筋だけの話になっていて、谷筋は尾根筋のデータだけで見ていくということになるのですか。

○事業者 コウモリの調査地点に関してですが、補足説明資料にも書かせていただいています。ほかの項目もあわせて、土捨て場に関しては補足調査を入れる予定にしております。

加えてコウモリに関しては、尾根だけではなくて、当然谷の部分も含めて調査地点を置いていますので、尾根だからというのではなくて、全域的な生息状況として使えると考えております。

○顧問 補足説明資料47ページの21番のラインセンサスですが、これは空間飛翔調査ではなくて、最終的にラインセンサスのデータをどのように出していくかをよく考えないと、ただ単純にラインセンサスで相の調査をしたデータを整理するのではなくて、ほかの風力地点でも言われているように、風車を設置したことによって鳥類相が変わるとか変わらないとか、あるものがいなくなってしまうとかという話が出てくるので、そういう事後のデータも調査して、比較しなければいけなくなってくると思います。

単純にこのラインではこれが見えた、出てこなかったという話だけでは済まないと思いますので、データのとり方・整理の仕方には工夫が要るのではないかと思います。

○事業者 ラインセンサス上で環境類型ごとに出てきた種を整理して、例えば単位面積

当たりの指数を出すなりして、準備書ではそういった構成にしていきたいと思っております。

○顧問 累積的影響を見るときに、今の累積的影響は調査地点が、例えば葛巻の既設風力の内側の方、要するに西側については調査範囲がカバーできているのですが、風車のラインに沿っての外側、東側の調査地点がない。累積的影響を検討する場合にはその辺りを考える必要があるので検討していただきたい。

○事業者 補足説明資料55ページの24番に記載させていただいたとおりです。基本的には他社風力発電所ではいろいろな関係上、そこを含めて具体的に調査して準備書にその結果を載せるのが難しい面もあることから、可能な限り他社さんの評価書を利用して、そことあわせて複合的な影響を検討できるのではないかと考えています。

○顧問 評価書ではこの視野図の東側が真っ白になっています。これと御社の尾根筋2本の配列、2本の配列の方はかなり広くとれているから、全体の渡りなりの飛翔の方向性は分かるのですが、既設のデータがとれていればいいのですがとれていないと、ここはどうなのか分からないということになります。

他社の地点であっても、外側から観察する分にはデータがとれるのではないですか。とることは難しいのですか。

○事業者 もちろん調査は可能だと思います。データをとることは可能かもしれませんが、それを公開される図書に載せていくのは今の段階では難しいと聞いています。また、他社さんの評価書を見ますと、今は空白になっている東側の部分もきちんと調査されていることは確認しています。その観点から複合的な影響も検討できるのではないかと考えています。

○顧問 分かりました。データがとれているということであればいいのです。そのときに後から取り組む事業者のほうが先に実施した事業者の結果に対して影響を及ぼさないという形で仕上げをしていく必要がありますので、その辺は注意して準備書を作成していただきたいと思います。

イヌワシとクマタカですが、イヌワシはどちらかというと外側を使っていて、イヌワシをベースにしたときには当該事業の影響が小さくなる可能性はある。ところがクマタカは樹林性なので、調査結果の非公開資料を見るとクマタカに対する影響が大きいのではないかと思います。準備書の段階で具体的にどう評価して、配置等を見直す必要があるのかどうかも含めてよく検討していただきたいと思います。

全体的に不確定要素が多いこともあって、なかなか突っ込んだ議論をしにくいところがあります。

○顧問 風車配置がたくさんあるので、随分樹木伐採をすることになりますよね。土地利用を見ると、森林でなおかつ保安林であるところがたくさんあって、これは水源涵養保安林のことですか。かなりの部分で伐採が必要ですが、許可を申請すれば伐採することは可能になるのでしょうか。

○事業者 保安林の種類としては、水源涵養保安林です。許可が必要なので、今まさにその手続をしているところです。

○顧問 分かりました。許可が下りれば、水源涵養保安林であっても伐採は可能であるということですか。

○事業者 はい。

○顧問 とりあえず一通り意見が出ました。いろいろ不足な点はあるのですが、方法書の審査はこれで一旦終わりにして、必要な手続をとっていただきたいということと事業者さんをお願いします。ほぼ確定した内容で準備書を出していただかないと、準備書の審査の過程で不足のところがあると、追加の調査をしてから評価書を出すようにという意見を出すことになると思います。

○経済産業省 ありがとうございます。次の手続に入りたいと思います。事業者におかれましては、顧問からご指摘事項を十分踏まえまして、準備書の作成をお願いいたします。

また、今後事業者が配慮書、方法書を届出されるような場合は、可能な限り事業計画を明確にして出していただければと思います。

(2) エコ・パワー株式会社 稚内市・豊富町における風力発電事業

<方法書、補足説明資料、住民意見と事業者見解及び北海道知事意見の説明>

○顧問 ありがとうございます。この案件も先ほどの案件と同じように、B、C区域、特にC区域については配置も暫定案もお示しいただけない。他社の事業とかぶっていることもあって、詳細がよく分からないのですが、こういうのは配慮書のレベルの話だと思います。風車の出力も2,000kWと3,400kWで大分違うということになってくると、これも配慮書レベルの話ではないかと思います。

配慮書に少し色がついた程度の方法書、配慮書に近いような方法書という話になってしまっていて、本来としては少しだけ足りないということになります。ほかの事業もあると思いますので、できるだけ情報は出していただいた上で、方法書の審査がスムーズに行くように協力していただきたいと思います。

○顧問 方法書313ページの調査地点位置図ですが、供用時の騒音、低周波音の測定点は三角印で描いてある3点ですか。

○事業者 St.1からSt.3の3点です。

○顧問 補足説明資料14ページのB区域を見てください。これは一応プランとして描いてあるのですが、この区域の周辺には住宅があつて、どの点を代表するかはなかなか難しい。可視領域図や距離などを見ながら、そこが妥当な点かどうかをやはり判定しないとイケない。今回、準備書に至るまでに調査するときには、調査ポイントとしては少な過ぎると思っています。心配です。配置が変われば、違う集落に影響があるのではないかとことも十分考えられると思います。意見としては、場所が確定してから可視領域図と距離を勘案して、そして調査地点を必要があれば増やす、あるいは妥当なところに替えるということをやっていただきたいと思います。

補足説明資料に追加地点で500m以上確保しますと書いてあるのですが、出力3,400kWのものパワーレベルが108dBと書いてありましたよね。1km離れたところを考えると、108から8dBを引いて、さらに60dBを引くと、1基で40dBになってしまう。空気吸収を1,000Hzで考え、5dBぐらいを引くと、1基について1km離れたところで35dBぐらいになってしまう。かなり遠いので、3基で見ると、それで40dBになってしまう。夜間の環境基準を超えてしまうような場所になります。

配置によって調査点を見直したほうがいいと思います。集落がかたまっていて、こことここにしかないというのだったらいいのですが、これだけ散らばっているので、今の時点ではリスクがあると思います。準備書手続の調査に入る前に、調査地点については十分検討の上、妥当かどうか、それは代表点かどうか、あるいはポイントを増やすようなことを考えていただきたいと思います。

B区域は見たのですが、C区域は分からないので、累積的影響なども考えつつ、あらかじめいろいろなことを検討して、調査ポイント、予測ポイントが適正になるところを選んでいただいて、準備書に臨んでいただきたいと思います。準備書できちんと説明できなければ、もう一回調査をやってくださいとなるかもしれませんので、できるだけ

そういうことがないようにしていただければと思います。

○顧問　よろしいですか。関連しますが、補足説明資料12ページを見ると、他事業との関係で、C区域の頭の部分、北側の部分には既設もあります。他社事業とほぼ重なっているということで、最終的にどうされるのかわかりませんが、協議がうまくいったとして、間にそれぞれ入れるという話になったならば、全体的に相当厳しい評価をしなければいけないのではないかとあります。集落、住宅に対する影響は相当慎重にやらないと難しい問題がありますので、C区域をやめるということであれば別に問題ないのですが、その辺は慎重に検討していただきたいと思います。

○顧問　先ほどの顧問からの意見について補足をしますと、地形図からはよく分からないのですが、回折効果等の影響も考慮するのかどうか重要なポイントになるかもしれません。そういうことも含めて、区域は非常に広いのですが、どういう地点が弱点なのかを発見する意味でも、是非、厳密なコンター図を作成してほしいと思います。それをもとにしてフィードバックして、最終的なゴールに進むという方針でやっていただきたいと思います。

累積的な影響があるということであれば、やはりその地域の環境は環境基準、目標値以下におさめなければいけない。環境基準の目標値はここまで騒音を発生させてよろしいという基準では決してないということで、それを厳密に解釈すると、複合的な影響も含めて騒音影響はそれを遵守しなければいけないという、事業としてそれを遵守しなければいけないこととなりますので、十分な慎重な対応をしていただきたいと思います。

○顧問　事業者さん、よろしいですか。

○事業者　分かりました。

○顧問　方法書7ページの工事工程です。例として、一応3年の想定をしていて、冬季は工事を実施しないということなので、足かけでいうと4年ぐらいかかるという想定と考えるとよろしいですか。

○事業者　はい。

○顧問　C区域のすみ分けなのですが、具体的には、他社側が建ててから、御社もそれに加えて建てるというイメージなのでしょうか。

○事業者　我々が方法書を出した後に、先方が準備書で明確な配置も示されたという流れがあって、現実的には入り組んで建てることは考えにくいというのがあります。先方とまだ協議中なのですが、ある程度、エリア的なすみ分けが可能であれば、大体こちら

辺にかためて我々が置くとかというイメージで置いていくことになると思います。入り組んだり、混ざったりは考えにくいかと想定されます。

○顧問 そうだとしましても、やはりそれが決まってから準備書を出していただきたい。

方法書313ページに工事車両のルートがあります。豊富町からルートが設定されているのですが、このルートは具体的には何の作業をする車両が走るのでしょうか。

○事業者 一番考えられるのは、生コンの基礎を打つときに運ぶ生コン会社が、豊富町から生コンを運んでくるとすれば、生コンはこういったルートになると思います。

○顧問 分かりました。トラックが動くわけですね。

○事業者 ミキサー車などです。

○顧問 補足説明資料34ページの風車の影の調査地点とその設定の根拠です。最後の2行に「住居又は保全対象施設が存在する地点で現況において日陰の影響が生じている地点がないか調査を行います。」とありますが、具体的にどういう調査をされるのでしょうか。

○事業者 具体的には、地形による日陰がどの程度出ているのかなどです。この地域の尾根は、尾根ではあるのですが比較的なだらかな山になっておりまして、日陰の影響を評価する時間帯の間で地形の影が住居等に及んでいないことを確認するということです。

○顧問 地形があって、風車がその上100mぐらいに建つわけですが、それを勘案した上で影が対象になるところにかかるかどうかを調査されるということですか。

○事業者 あらかじめ地形の影が何時から何時まで出ることを把握した上で、その上に風車が建ったときの影がどれくらい増えるかということを確認することになります。

○顧問 他地域でも後で調査することになっているところもあるのですが、やはり対象となる場所の周りでどういう樹木があって、実際見えるのか見えないのかとか、樹木が落葉してしまうので、冬は実は風車が見えてしまうのだとか、そういうことにも注意して調査していただければと思います。

○事業者 分かりました。

○顧問 補足説明資料32ページに水質調査地点の位置図があります。B区域につきましては、補足説明資料14ページに風車の大体の位置が描かれた図面、小さく風車の点らしきものが書いてあります。その図を勘案するとこの水質調査地点が本当に妥当かどうか、少し疑問があります。沈砂地を造ると思うのですが、その沈砂地から一番影響のあると思う川にポイントを打ち直さなければいけないと思います。補足説明資料14ページの点

では、この川は全然とは言いませんが、妥当なものかどうか疑問に思います。

C区域ですが、St.13から南の河川にはポイントが打っていないのですが、ここには風車がないということですか。

○事業者 この水質の調査地点につきましては、まだ風車の仮配置ができる前に現地を踏査して確認して設定したところでございまして、小河川を網羅したということです。

もう1つ、北東側に大沼という沼があるので、そちらへの影響が一番懸念されると想定しまして、そちらへの流入河川を中心に水質調査地点を設定しております。その際に、これは平常時で降雨時ではないのですけれども、現地踏査において流量が目視された場所を地点として設定しております。

顧問のご指摘の中で、今回予測評価は降雨時、日常的な降雨ではなくて、少し流量の多い、降雨強度の強い日がいいという意見もいただいておりますので、再度現地踏査して、流況をもう一度確認いたしまして、採水ができる場所を踏まえたいと思います。その際に、今回、B区域につきましては、風車の仮配置がありますので、こちらからおおよその掘削というか、土地の改変、範囲を想定いたしまして、その流域に相当する部分について再度設定となろうかと思えます。

○顧問 例えばSt.1などはかなり下流にありますよね。随分北の稚内市の方にSt.1が打ってありますが、本当にこんな下流で沈砂地の影響がディテクトできるのか。川は下流に行けば行くほど周りから濁水が入ってくるわけで、発生源との関係が希薄になってくるわけです。だから、もっと上流に打てると思います。具体的に風車の位置が決まったら、もう一遍見直してくれないと、準備書で差し戻しにしなければいけないと思います。

大沼への影響を考えることは大変結構です。湖沼の場合は水質基準が非常に厳しいので、それは念頭に置いて考えていただきたいと思えます。もう少し上流の方がいいかなという気もするのですが、これは風車配置が決まってから全面的に点を打ち直して、考慮し直してもらいたいと思えます。

○事業者 再検討してみます。

○顧問 C区域は、最終的に事業をやるのかやらないのかも含めて、風車の位置を確定してからでないと、いろいろと不相応なことが生じる可能性があります。その辺も踏まえて検討していただきたいと思えます。

○顧問 例えば補足説明書14ページに風車の位置が描いてあるようですが、その図面において何を明示しなければいけないということが明確に分かるようにしていただきたい。

この補足説明資料14ページの場合は風車の位置をもう少し大きな印で、明瞭な色使いで記載しなければいけない図だと思います。ほかの施設等の印も大事ですが、それに劣らず風車の位置が大事だと思います。それぞれの目的に応じて分かりやすい、一目で見てもどういうものになっているかが分かるような表現の仕方を心がけていただきたい。この方法書段階ではこれで仕方がないかと思うのですが、次の段階ではそういうことに留意をお願いしたいと思います。

○顧問 補足説明資料17ページの13. 累積的な影響についてですが、今後準備書の作成を開始する前に、他事業による工事計画届が提出されている等の事実の確認がとれたら予測評価をやるが、そうでなければ累積的影響は検討しないということを言っているのですよね。既に準備書は提出されていますから、公開されているわけです。累積的な影響については他社がやるという前提のもとでエコ・パワーがこの事業をやるとしたらどうなるかを累積的な影響として考える必要があるのではないかと思います。

○事業者 その点につきましては、後追いになるのですが、準備書に差しかかる段階で、実際に先方、先を走るほかの事業がどうなっているかという正確な情報をとった上で評価すべきだという意味で、それが減るかもしれないし、増えるかもしれないというところがあります。

それが確定的になっていることが一番望ましいのですが、その時点で考え得ることをきちんと総合的に整理した上で評価しますという意味合いで捉えていただければと思います。

○顧問 そのとき、B区域とC区域を見たときに、B区域は御社がやるから、これは確実にやる方向で行くわけです。C区域については、自分のところではないが、相手方がやる可能性がある、あるいは一部自分たちもやるかもしれない。そのほかにもいろいろな計画があるので、累積的な影響を検討する場合には、やはり観察ポイント、例えば鳥の飛翔ルートなどは少し広めにとらないと評価しにくくなってくるので、それを踏まえて準備書でまだこれでは領域が足りないのではないのという意見が出ないような調査ポイントを今の段階から想定して、準備して調査にかかってほしいと思います。

それから地元のNPO法人が他社や御社の事業などいろいろたくさん事業があるということで、インターネットで意見募集をやっています。御社だけではなくてほかの事業も含めて、この地区はこれだけの事業がありますというパンフレットを作って、その中に景観の評価として、沼に白鳥がいて後ろに風車が建っている絵や遊歩道、あるいは散

策ルートみたいなところにハイカーが歩いているところの後ろに風車が出るという非常に分かりやすい資料を作って意見募集をしていますので、それを踏まえて景観の調査人と自然と触れ合いの場などの予測評価をするときには、適切なルートを設定するなりして、どのように評価するか検討していただきたいと思います。参考意見です。

○事業者 このNPOさんにヒアリングに行っていて、景観についてのご意見もいただいていますし、準備書を作る段階でもまたお伺いしようかと思っていますので、そこはしっかり可能な範囲で対応するように努めてまいります。

○顧問 補足説明資料44番、45番について確認ですが、生態系で、特殊性はないのかもしれないけれども、上位性、典型性について注目種を選定しないで方法書を済まそうというのは初めてのケースです。かつてありません。ということがまず1つ。

45番の回答を私なりに解釈すると、動植物相の調査を全面的にやったうえで、改めて上位性について、あるいは典型性についての調査を実施するという意思表示ですか。この回答は、そういうことですね。

○事業者 そのように読めると思うのですが、調査を進めながらも、途中、段階段階で見えてくるものに合わせて、当然後に回す意味もないので、出現状況等に合わせて追加的に調査を並行して検討していくので、やって終わった後にやるというよりは、やりながら適宜足していくという考えでございます。

○顧問 そのときに注意していただきたいのは、ご自身の調査の結果として、ここに具体的な内容を示さずに、いきなり準備書が出てきたときには、手戻りの意見が出る可能性が非常に高いので、それは十分注意してください。

○事業者 分かりました。

○顧問 場合によっては、調査をやり直してくださいという意見が出るかもしれませんので、そうならないようにお願いします。本来、方法書は、例えば上位性の種として何を選ぶのか、どういう理由で選ぶのか。例えばその餌量や行動圏、どういう調査をするのかということ議論した上で、実際にやったら全然そういうデータがとれなかったというのなら、これは仕方がないということになるのですが、全く分からない状態で準備書がいきなり出てくると、話が全然違います。場合によっては評価書までに再調査をお願いすることになるかもしれませんので、よろしくをお願いします。

○事業者 おっしゃっていることは承知いたしました。既存調査を調べる中では、本当にピンポイントの情報が少なかった状況もありまして、なかなか想定することができな

かったというのが正直あります。やりながら段階的に調査していくほうがいいのではないかと今回は整理したという状況報告でございます。

○顧問 地点の特徴からして、ほかの案件にも係わるのですが、要するに湿地や保全上いろいろ考えなければいけないような地点が周辺にたくさんあります。例えば渡り鳥が来て、ねぐらに行く、餌場に行く、行ったり来たりというケースもたくさんあります。

上位性にしても、ウミワシ類が出てくるケースと、そうではなくて、いわゆる一般の猛禽類が出てくるケースのどれをとるか、あるいは複数とるかということも議論になります。餌の調査が難しいからやらないとかという議論はあり得ないと思います。

いずれにしても、何が集中的に出てきているのかがよく分かりません。その辺の状況を踏まえた上で、なおかつ定量的な評価ができるように十分な調査をして準備書を出していただきたいと思います。

特に景観などもほかの地点と違って、国立公園やいろいろ保全地域と隣接しているので、よく検討していただいて、準備書に備えていただければと思います。

取りあえず一通り意見が出ましたので、事務局にお返しします。

○経済産業省 本日の部会の審査内容等を踏まえて、次の手続に入りたいと思います。

事業者は、本日の顧問のご指摘を踏まえて、準備書にしっかりと反映していただければと思います。どうもありがとうございました。